

一、聖堂銀貨渡様、請人等之趣は、會所銀同事。
 一、十ヶ年之年賦を以貸渡候。最前貸渡候時分、年賦無之儀も有之候。近年は決而右之通、年賦之趣に而貸渡候事。
 一、借用人致死去候得ば、一時返上之御格に候へ共、代借主願候得者、同役承届證文爲改候事。

聖堂御修葺料銀之内、亡父誰致借用罷在候銀、致病死候後一時返上仕管に御座候得共、私儀當時三之一被下置候内、勝手指支申候間、代り借主罷成、故誰證文之通返上仕度奉存候。此段御聞届御座候様仕度候。以上。

エト何月何日

誰 判

會所御奉行中様

一〇 御畑支配之儀覺

一、寶曆元年暮より二十ヶ年之年賦に極り、利足百目に付一ヶ月五朱之定、一統證文改候事。
 一、木新保并會所御土藏後之御畑、會所より支配仕候。柿・梨・くるみ等に而茂、出來宜時分、御畑番人斷次第、不申上もがせ上之候事。

一、毎年春中に而茂、同役不殘、御横目共見分に罷越候事。
 一、右御畑之大和柿は、宜時分番人斷次第、御用所及案内、指圖次第もぎとらせ、御在國之砌は御次に持參上之申候。御留守には御用人衆致案内、御廣式に茂差遣候事。但、九月頃は御寺杯に被遣候由之事。

一、右御畑に柿八本・梨十一本有之候。柿は市平・大和、梨はひのみこ并放生寺也。
 一、右御畑に有之候鶏頭花・菊其外畑物は、御畑番人自分に作り候而賣申候。給銀等之ため如此候事。

一、右御畑に有之候葡萄は、伊藤孫太夫垣のためにさし置申候。然處申年初而なり、會所に案内無之以前に、孫太夫指圖候而もがせ候旨に而、會所に斷候得共、筋違申趣に付、此方に者難致食着候由孫太夫に申達候得ば、御近習頭中村次右衛門に孫太夫被伺候所、葡萄・木共御用無之由被仰出候旨、次右衛門被申聞候由、孫太夫會所に申聞候事。
 一、會所御土藏後之御畑には、くるみ迄有之、毎歲落申時分、御畑裁許足輕并小遣指遣爲拾、下御臺所に指遣申候事。但、洗はせ、何升与申高は不申遣候。御臺所に而斗り請

取候由之事。

一、木新保御畑并炭薪所近所火事之節、一人充罷越候事。
 一、同所御畑并藤右衛門丸裁許、取次之内一人申付置候事。

木新保御畑番人 勘 右 衛 門

市 郎 兵 衛

右會所支配に付觸等有之節申聞候事。

一、寛保元年九月廿日夜、木新保御畑に盗人入、大和柿等盜取申に付、番人ねらひ候而、則捕置相斷申に付、御畑番人口上承届、盗人は右御畑番人に預け置、口上誓取、翌朝御月番に相達候所、賊に相極候者に候間、公事場に可相渡旨に付、則御畑番人指添候而、公事場に引渡候事。

但、笹嶋左兵衛小者之由之事。

一、追而津田林左衛門相願、御内々を以右兩人に鳥目一貫文充被下候。右御請紙面等、日帳并物誓所に可有之事。

一、會所御園之内、藤右衛門丸木の枝等おろし、其外倒れ木等有之節は、御城代に御斷申上、三十人方に被仰渡之上引取申候事。

但、此御園之内に、三十人方等より入候節は、入口開候

様に其手々より申來次第、御畑裁許に申付爲明申候。三十人方より溢柿もがせに來候事有之候。入口之鍵御畑裁許預り。

一一 會所出座等之儀覺

一、半日には御用番之者一人罷出候事。
 但、御留守之内、或三度日又は何ぞ御用も可有之節は罷出、無左時は不罷出候事。但、越後屋敷式日には半日に而も出事。

一、御留守中は、御用番之者も九つ仕廻に仕候事。
 一、三月二日より七月晦日迄は九つ仕廻、御用番之者八つ時まで相殘候事。

但、丁日御在國・御留守共。

一、八月二日より、會所諸役人八つ時仕廻に仕候事。

一、御在國之内は、半日に而茂、御用番之者は八つ仕廻に仕候事。

一、在宅之節、京并江戸三度齋候は、紙面等に致添狀可遺事。